

平成30年度 第3回 国立公園における宿舎事業のあり方に関する検討会 議事録

日時	平成30年7月10日(木) 14:00~16:00	
場所	TKP 東京駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム 9A	
委員	三井不動産(株) ホテル・リゾート本部 本部長補佐 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任教授 ホテルジャーナリスト 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 高田法律事務所 弁護士 (株)星野リゾート 代表取締役社長 筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授 東京都市大学環境学部 特別教授	雀部 優 沢柳 知彦 せきね きょうこ(欠) 下村 彰男 高田 洋平 星野 佳路 吉田 正人 涌井 史郎【座長】

1. 開会挨拶

○事務局・環境省

定刻になりましたので、ただいまより国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会を開催いたします。本日、せきね委員はご欠席となっております。

本検討会におきましては、涌井委員に座長をお願いしておりますので、これからの進行につきましては涌井座長にお願いしたいと思います。

○涌井座長

前回6月7日に第2回を開催いたしました。本日が最後の検討会です。検討会は公開で行なわれますので、報道関係者や傍聴の方も同席をされておられます。会議録は事務局でいつものとおり作成をいただきまして、本日のご出席の委員の先生方のご了解をいただいた上で公開することにしたいと思います。会議資料も公開とさせていただきます。

本日の検討会では、前回の議論を踏まえて事務局でご用意いただいた取りまとめの修正案について、議論を深めてまいりたいと思います。

2. 国立公園の宿舎事業のあり方について

○事務局・環境省

資料説明

○涌井座長

膨大な資料を手短かに解説していただきましてありがとうございました。

本日は、最後の議論になりますので、項目にこだわらずご意見を伺います。

○沢柳委員

まず、涌井座長がおっしゃったように膨大な内容をコンパクトにまとめられて、事務局の苦勞が偲ばれる内容に仕上がっていると思います。

その上で、9 ページの管理運営計画の役割について、各地域の宿泊事業における部屋数・収容人数の量的な規制を設けていると思います。これまでの単なる量の規制から「上質」や「新たなニーズ」というキーワードに対応する場合、例えば、金額で切るのか、提供されるアクティビティで切るのかなど、質的要素を勘案した量的規制が必要になるのではないかと考えました。具体的には、ビジネスホテルばかりでキャパシティが埋まってしまえば、結果的に管理運営上の目的が達成しにくくなることを懸念します。必要以上の細分化で民間事業者の参入が抑制されないことを前提としつつも、何かしらのガイドラインが必要だと思います。

○事務局・環境省

今のご指摘はとても重要だと思います。宿泊施設の規模や部屋数の規制については、ある程度のキャパシティがあれば、それほどコントロールしなくてもバランスがとれる部分もあります。一方で、しっかりとした方針を示しておかなければならないのが、キャパシティが限られる地域で、求めている質や形態の宿泊施設でキャパシティが埋まらないよう、「認可しない」などの措置が必要となります。ただし、ある程度キャパシティがある地域においては、値段設定などの詳細を決めることは、現実的には難しいと思っています。

○星野委員

資料中、「本物の体験」という言葉が散見されますが、読み手によって様々な解釈がありますので、「本物の体験」の定義を明示しておく必要があると思います。「本物の体験」の前に形容詞が付いている場合は、「その土地でしか得られない本物の体験」、「その土地にしかない本物の体験」となっていますが、「その土地にしかない」といわれるものは、運営事業者の立場で考えると厳しいものがあります。例えば、奥入瀬溪流ホテルを運営していますが、大ヒット商品に「苔さんぽ」があります。溪流の景色だけではなく、そこに自生する約 180 種類の苔をルーペで観察するアクティビティです。しかしながら、苔は日本中にあり、厳密に「その土地にしかない」ものではないと言われると、ぐうの音も出ません。そこで、私が考えたのは、「その土地の自然や文化を素材にした地域にふさわしい体験」という言葉です。それを「本物の体験」と定義すると、少し幅も出ますし、地域にふさわしいかどうかという点で、幅広に定義しやすいと思いました。

それから、11 ページにある 2 つの目指す方向性について、「国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験」という議論では、「小規模」というキーワードが出てきます。この「小規模」というキーワードについても、ある程度、イメージが明示されていると良いと思います。

例えば、既存エリアの廃屋を撤去し、負の遺産をつくらず持続可能性を担保するには、環境負荷の低い経営をすべきだという考え方があります。自然豊かな場所では、自然そのものが魅力であるため、移動は電気自動車などが利用され、自然の魅力を最大限に活かしたエコツーリズムを体験できる施設にしてほしいというような意見もあったかと思います。そうすると、どうしても小規模にならざるを得ません。そして、小規模で持続可能性や収益性を担保するためには、高付加価値にならざるを得ないという構造だと思います。

このような考え方が、各論に入る前段で触れられていれば、12 ページの「小規模で高付加価値なホテル」で記載されている内容への納得感が高まるのではないかと思います。

○事務局・環境省

「本物の体験」という言葉については、何をもって本物かというところは説明が必要かと思えますので、ご意見を踏まえて見直したいと思えます。

また、小規模であるが故に高付加価値にならざるを得ないというところも、考え方やストーリーを見直したいと思えます。

○下村委員

私も同様に「本物の」という言葉が気になりました。5 ページで最初に出てきますが、「その土地でしか得られない、持続可能性のある本物の体験」という部分については、「ふさわしい」という言葉が良いと思えました。そのほかに、「本物の価値」、「本物の自然」という言葉も出てくるため、見直してもらった方が良いと思えました。また、「持続可能性のある」という概念も重要だと思います。

また、10 ページの(1)に「国立公園の非日常の風景の中での宿泊を広く公平に利用者に提供するという役割がある」との記載があります。この「公平に」という言葉も気になりました。11 ページの図には「多様な宿泊体験の提供」とあり、多様な体験を提供することを公平といっているのか、誰にでも等質の体験を提供するということなのか、どういう趣旨でしょうか。

○事務局・環境省

「公平に」という部分ですが、資料後半の分譲型ホテルの内容にも関連しますが、特定の人、権利を持った人しか泊まれないような宿泊施設ではなく、利用の機会が広く開かれているという意味での「公平」ということです。

○下村委員

22 ページの「公平性」も同様でしょうか。

○事務局・環境省

その通りです。

○吉田委員

8~9 ページの特に利用のゾーニングや管理運営計画に関してですが、利用のゾーニングという新しい考え方を入れていくことは賛成です。例として、私が住んでいる千葉県房総地域にはスナメリが生息しており、岬や船からスナメリを見ることができます。一方で、水上バイクを楽しんでいる方がスナメリに近づけば逃げてしまい、見られなくなります。どちらを大切にするのかを考えれば、国立公園の中では自然環境や野生生物へのインパクトが大きい活動は控えて、その地域でなければ見られないような重要な資源が見られるように誘導していく方だと思います。インパクトの少ない、深い自然体験ができるようにしていく必要があります。

また、管理運営計画の記載の中で、以前、公園計画の中でインタープリテーション計画やエコツーリズム計画がないことが問題だと申し上げたところ、今回、管理運営計画について記載がありました。管理運営計画の中には、インタープリテーション計画や環境教育計画という活動に関

する利用計画がしっかりと書かれていなければ、宿泊施設はあるがそこでできる活動は日本中どこでもできるような、ありきたりの活動だということになってしまい、その地域の自然の質を活かすことにならないと思います。ぜひ、利用のゾーニングあるいは管理運営計画の役割のところに加えていただけるとありがたいと思います。

また、12 ページの上から 4 行目「地域の経済効果としての体積を増加させていく」という記載について、どのような意味でしょうか。

○涌井座長

これは私が国立公園満喫プロジェクト有識者会議などでも使用している言葉です。来訪者が増えれば良いという発想のなかで、入込客数が増えれば利用が促進されたという考え方はおかしいのではないかと申してきました。いたずらに人を増やすことが目的ではなく、1 人当たりの経済消費額がどうなのか、立体的に経済行動を捉える必要があります。それらを分かりやすく表現するために「体積」という言葉を使っています。

○事務局・環境省

管理運営計画に活動に関する計画も加えるべきとのご指摘ですが、利用のゾーニングのところなのか管理運営計画のところなのか、収まりの良いところで記載します。

○涌井座長

いくつか意見を述べさせていただきたい。

まず、管理運営計画の役割について、さらに踏み込んだ記載をしても良いと思います。例えば、軽井沢の「ピッキオ」の活動は子どもたちにとっては刺激的です。クマをいかに寄せ付けないか、クマの生態をどう理解するかなども教えています。子どもたちは喜々として参加し、クマの生態を学習する。そういうところに大変多くの人たちが興味を持ち、参加しています。猟銃で撃てば良いという発想になりがちな中で、クマと共生する暮らしも学ぶことができます。国立公園での事業を考える際にはそういう発想がすごく大切で、自然とともにある姿というようなアクティビティが非常に重要だと思います。「持続的」というキーワードもありますが、世界的な傾向として、エコツーリズムを超えて、サステナブルツーリズムまでテーマが広がっていますので、自然を「主」、アクティビティを「従」とする発想が重要だと思います。キャリングキャパシティとサステナビリティの重要性の記載をお願いしたいと思います。

それらを踏まえ、その「主」となる自然を体感し、「従」となるアクティビティを体験するために宿泊施設が必要となるということだと思います。宿泊するためのだけの宿泊施設ではなく、体験をするための宿泊施設だということです。他方で、一般的なリゾートでは、泊まって楽しむというより、楽しみに行って泊まるという発想だと思います。時間を消費するわけですから、時間を費やして体験していることの中にいろいろなヒントが出てくるところに意味があるという書きぶりがあると、この検討会の意義も高まると思います。

なお、これは高田委員に伺ったほうが良いと思いますが、3 ページの施設の廃屋化について、「国立公園においては環境省も現行制度の中で廃屋化を防ぐことができなかった」との記載について、訴訟が起きた際にこの書きぶりでも問題ないかが気になりましたが、いかがでしょうか。

○高田委員

この記載により訴訟に敗訴することはないと思います。ただし、環境省としては、格好良くはない表現だという印象です。廃屋化を防げなかった要因はいろいろありますが、あえて申せば、行政はなかなか迅速に動けないことが要因のひとつです。制度的に致し方ないことですが、それを踏まえても廃屋化を防げなかったことは反省点だと思います。しかしながら、それが決して誰かの責任だという意味ではなく、環境省がこのテーマに真摯に向かう姿勢と捉えています。

○涌井座長

ありがとうございます。それからもう1つ、7ページのホテル・旅館の経営手法の多様化について、ここでは開発事業者側の視点の記載が中心となっています。しかしながら、消費者はどうかという、私の個人的な友人からも話を聞きましたが、別荘を持って個人で管理するよりもコンドホテルのような形態で所有する方が、事前の準備等を自分でやらずにすみ時間が有効に使えるという意見が多くありました。ホテル並みのサービスを有するコンドホテルへのニーズもあるということですので、消費者側のニーズについても記載が必要だと思います。

○事務局・環境省

ありがとうございます。消費者ニーズについては、後段の22ページでは触れていますが、ご意見にあったように、消費者ニーズの現状として7ページにも記載いたします。

○雀部委員

勉強会、検討会と参加させていただき、事業者として大変有意義なご意見を頂戴したと感じております。その中で、終始一貫して2点の話をして参りました。

1点目は、そもそもの出発点として、「国立公園満喫プロジェクト」の2020年に1,000万人の訪日外国人を国立公園に集客しようという目標がありましたから、その手段として、海外の富裕層を国立公園に呼び込む、そのために必要な施設を紹介しました。委員の方々からは、海外の富裕層だけをターゲットにする必要もないのではないかとのご意見もあり、涌井座長にて、単なる金持ちではなくハイエンド層をターゲットに据え、高価な施設というよりは上質な体験ができる施設が必要ではないかというような整理をしていただき、納得したところです。他方で、時代の趨勢も踏まえつつ、当初の目標に立ち返れば、国立公園に海外のお客様をいかに呼び込むのかということについては、さらに検討した方が良いと思います。

2点目は、民間事業者の投資を促進させるためには分譲型のコンドホテルが有用だということをおし上げてきました。メリット・デメリットがあるのは承知しておりますし、様々な意見を皆様から頂戴した中で、上質な宿泊施設を国立公園に誘致していくあたっては、国立公園の趣旨をしっかりと把握しながら、また、将来的な廃屋化の問題を避けながら、様々な知恵を出す必要があります。引き続き、不動産協会としても各社の枠を超えて検討を進めていきますので、今後ご提案をしていきたいと思っております。

その中で、涌井座長のご意見にもありましたが、コンドホテルについては、お客様側にも浸透しているのは間違いないと思っています。昨今、当社も含め、多くの企業で働き方改革が進んで

いるという実感があります。それが進むと、休み方や休暇の過ごし方、リゾートなどでの過ごし方にも変化があると思っています。旧来の富裕層は軽井沢に別荘を持って夏だけ行くというスタイルだったかもしれませんが、今後は多様な過ごし方が国民全体に広まっていくと思っています。そこで、ぜひ国立公園に足を運んでもらいたいと思っており、様々な工夫や知見を共有して、国立公園に単に泊まるだけではない上質な宿泊施設の必要性が高まってくると思います。そのために、整備する事業者側のあり方、利用者側の指向の変化を捉えた整理、環境省における許認可や管理体制など、今後も議論を深めていただきたいと思いますし、引き続き、協力していきたいと思っています。

○星野委員

23 ページ目について、分譲型ホテルの導入には課題がある一方で、「国立公園への民間投資が適切に行なわれることで、利用者へのサービス向上が図られるという観点から」導入について事例ごとに考えていこうという話だと思います。他方で、廃屋や遊休施設が目立つという問題に対して、分譲型ホテルがそれを解決する根本的な議論にはならないと思っています。

その上で、分譲型ホテルが最も合っているのはスキー場だと思っています。スキー場は12月から3月までの季節性の高いものですが、12月から3月のためだけに購入する層もみえます。海外の事例で言えば、夏期、オーナーは全く興味ないため、ハイキングや山登りの人たちにとって、上質な施設が使える可能性が出てくることとなります。それもある程度の価格で提供されています。それが公平性を担保する側面であり、分譲型ホテルのメリットだと思います。フランスでは、レジデンスツーリズムとして、オーナーは2週間しか使えないというルールにしています。冬でさえも2週間以外は一般のスキーヤーが、自分で建てたよりも、または通常のホテルよりもはるかに安く利用しています。スキー場というのはたった4か月しか稼げない施設ですから、ホテル開発会社にとってもホテルだと採算が合わないため、上質な施設は整備できません。ところがフランスでは、素晴らしいホテルが、4か月しか採算が合わないスキー場に建っており、これは分譲型ホテルとして運営されています。冬は超一流のスキー場体験ができ、オーナーは所有しているというステータスを持ちながら、ほかの季節はハイキング客の利用により多様な層に利用されています。ホテルの格付け機関の関係者に聞いても、利益の90%以上は冬だと言っていますから、夏は損益が出ないよう運営されているということです。従って、スキー場の事例を記載することで、分譲型ホテルのメリットも強調できるのではないかと思います。

それから、19ページについて、廃屋にしてしまった件を反省する必要がありますので、これを繰り返すような計画では意味がないと思います。

モニタリングや管理を強化していくという記載がありますが、何かあった場合には退場してもらえない仕組みについてももう少し踏み込んだ記載ができないかと思っています。経営状態が良くない、顧客満足度が取れていない、利益を設備の維持・更新に充てていないなどの事象があった際に退場してもらう仕組みです。具体的な案まではないですが、検討した方が良いと思います。

そして、原状回復費用について。本人がやらなければ国が代執行することになりますが、国も資金が回せないときは、その資金も含めて次の人に負担してもらうこともあり得ると思います。国立公園という素晴らしい環境下の経営権を与えるわけですから、例えば、更地にする資金も含めて投資することを条件とした公募によって、過去の失敗を繰り返さないという決意を示せるの

ではないかと思いました。

○事務局・環境省

星野委員のご指摘、スキー場の例の話はどこまで書けるか検討してみます。廃屋の件は、例示で少し触れさせていただいていますが、我々としてもこれが廃屋再生のための最適な手法とまでは考えていませんが、廃屋化してしまったエリアであれば、これ以上マイナスになることはないため、まずはそういうエリアでの導入を考えてみると良いのではないかということです。

○星野委員

スキー場とは書きにくいかもしれませんが、季節性の激しい場所という趣旨です。

○事務局・環境省

頂いた観点は追記します。新たな廃屋を増やさないための退場してもらう仕組みですが、この資料への記載は難しいと思います。事業者には、公園事業で国が認可してある程度の権利を付与して事業を実施して頂いていますが、国有地ではなく民有地でやっている場合もあり、民間の土地で民間事業者が自らの資金で運営している場合、財産権の尊重を踏まえれば、公園事業の認可制度で民間事業者の方に対して環境省の権限行使は大変難しいと思います。

○涌井座長

明確な記載は難しいと思いますが、そのような仕組みの検討を進めるといった前向きな記載があっても良いと思います。環境省は国立公園の中にこのような宿泊施設を認可する、環境省の代理として事業者には宿泊事業をやって頂くというアドバンテージについて、事業者にもしっかり認識してもらう必要があると思います。例えば、私が国立公園ではない場所で開発しようとしても、地主さんと用地買収の交渉を進めながら、ようやく用地買収ができたとしても、今度は許認可のために様々な規制を読み解いていく必要があります。造成するために、下流への流出量が増えるので流末の改修も行い、同時にアプローチ道路を整備し、やっと施設の土木工事・建築工事を行うこととなります。利用者は、宿泊時の宿泊料やサービス料に、これら全ての工程にかかったコストを支払っているということを踏まえれば、環境省の集団施設地区はそれらの工程の費用は全くとは言わないまでも、かなりの部分を国が負担し、かつ、美しい景色が保全されていますので、このアドバンテージを事業者に理解して頂く必要はあると思います。そして、国は、このアドバンテージを提供するため、最低限、事業者に貢献して頂きたい点、遵守して頂きたい点について、堂々と申し伝えてかまわないと思います。場合によっては、SPCなどの地元の自治体なども含めた組織を作り、REITがフォローしやすい環境をつくるなど、様々な場面を想定した検討があるように思います。

○沢柳委員

涌井座長のご指摘はその通りだと思います。星野委員のご意見にもありましたが、退場させる仕組みがはっきりすることで、「今は特権を与えているが約束を守れなかったら出て行って頂く」というストーリーが事業者に伝わると思います。他方で、退場する最終段階が行政代執行だとす

れば、抜けない伝家の宝刀となっているところが、このストーリーの弱いところだと思います。

それを踏まえれば、19 ページのモニタリングの制度の導入は重要だと思います。ただし、モニタリングをする人に利益相反があってははいけません。例えば、地域経済活性化支援機構では、本質的には弱った団体に投資を行い、再生し、売却するというスキームです。この会社にドクター役もやってもらってしまうと、もしかすると「あなたは弱っていますね。うちに任せませんか」みたいな話にもなりかねません。これはあくまで最悪のケースということで御理解頂ければと思いますが、健康診断と手術は分けて考える必要があると思います。

○事務局・環境省

ありがとうございます。モニタリングについては、ニュートラルな立場の団体や事業者をイメージしています。

地域経済活性化支援機構は、せっかくいいものを持っているのに生かしていないような所に民間の資金を投入して活性化していくような連携をイメージしています。

○沢柳委員

そのような内容であれば、もう少し分かりやすい記載にする必要がありますので、改めて、ご検討いただければと思います。

もう1点ですが、12 ページについて、小規模で高付加価値ホテルの定義ですが、この検討会では小規模はどれくらいかという議論をしました。100 室のような規模ではなく 50 室以下、場合によっては 30 室以下、部屋の設えのイメージが共有できていたかと思います。他方で、この議論を初めて目にする方からすれば、「小規模」というのは部屋が小さいというイメージかもしれませんし、敷地面積が小さいということかもしれません。そのため、室数などを例示的に追記した方が誤解は少なくなると思います。

また、環境に対するインパクトを最小限に抑えた施設について、環境に対するインパクトを最小限に抑えようとしたら小規模にならざるを得ないというところもあると思いますが、環境に対するインパクトは、風景と調和するという観点、ゼロエミッション的な生態系に影響を与えないという2つの意味があると思います。その2つを最小限にする必要性を明記すべきだと思います。

○事務局・環境省

ありがとうございます。これまでの検討会の議論では概ね 50 室以下ということで認識していますが、数字の一人歩きを懸念しました。また、場所によっては 50 室より多くの室数を設けることができる場合も想定され、明記することが民間事業者の足かせになることも懸念し、現状の記載に留めています。

○星野委員

説明文に室数を明記するのは難しいと思いますので、例示された宿泊施設の写真に室数を追記し、イメージが共有できれば十分だと思います。ここで言っている「小規模」が 2 桁くらいということ感じが伝われば良いと思います。他方で、例示には、国内の施設も紹介頂ければと思います。

○高田委員

19 ページの新たな廃屋化の防止について、実務的にはファンドのお世話になるタイミングは、すでに手遅れの状態ですので、そうなる前に手を打つのが大前提になります。そもそも廃屋とならないように事前に防ぐ仕組みや管理体制との記載がありますが、最も重要な持続可能性は事業の持続可能性だと認識しています。前回、星野委員が4つの条件を提示されましたが、私にとって大変インパクトの大きなご意見でした。高付加価値な滞在を小規模で提供することで持続可能となって、新たな廃屋化を防止する。もともと事業認可をする際に、その事業自体が持続可能性のある事業であることが大前提になりますので、公園事業の事業認可を受ける事業が持続可能であることが大前提で、その実現に向けた内容が記載されていると、なお良いと思いました。10ページにも、「持続可能性を考慮した環境対策」、「地域の持続可能性」、ほかのページにも「持続可能性」とありますが、「事業の持続可能性」が明確になっていません。廃屋化防止に最も重要なのが事業の持続可能性で、そのために必要な条件がアクティビティと宿泊の両立、環境対策、経営状態の把握になるのだと思いますので、その点をさらに記載頂くと、読み手が分かりやすいと思います。

もう1点ですが、12ページ以降に管理経営について記載がありますが、今回の検討会を踏まえてこの資料を公表した場合、事業者においては、国立公園の中で何かやろうとするときに、行為許可の方向でいくのか事業認可を受けるのかという選択が出てくると思います。そのときに、今までの事業認可はこうだったということは当然知っているのですが、これからの事業認可がこういう方向性になる、そのために備えておくことが分かるようなまとめ方になると、とても役に立つ文書になると思います。

最後に、4ページの行政代執行について、先ほど抜けない伝家の宝刀というご意見もありましたが、まさにその通りです。伝家の宝刀がなかなか抜けない理由に、「必要な公益的理由との比較が難しい」との記載がありますが、公益的理由との比較どころではなくて、行政の原状回復命令を放置することが著しく公益に反する場合でなければ行政代執行はできませんので、公益との比較で少し公益が上回っているくらいではダメで、公益に反する程度が著しい、代執行以外に手はないというくらいの、非常に例外的な要件があるということ、文書を読んだ方々がわかるよう記載頂いたほうが良いと思います。

○事務局・環境省

事業の持続可能性のところは、工夫して追記します。

10ページの管理経営に求められる基本的な考え方の位置づけはなかなか難しいですが、管理経営では当然、事業認可の際に管理経営の方法も確認することになってはいますが、経営の方法といってもたとえば誰かに委託して運営を任せのるか、料金は幾ら取るのか、いつからいつまで開いているのか、その3つしか確認していません。それだけで本当にちゃんと事業の持続可能性が担保できているのか、きちんと事業ができるのか、審査内容を検討する必要性も感じています。基本的な考え方としてまとめてはいますが、今後、さらに踏み込んで書くとしたら、公園事業の認可の取扱要領ですとかそういった考え方を具体的に反映させていくというプロセスが必要になってくると思います。

ただし、それを実施する場合には、審査する側の判断基準を明確にする必要があると思っていますので、検討をさらに深めていきたいと思っています。

○下村委員

1 ページや 2 ページの現況の記載についてです。この報告書の中で「地域」という言葉がかなり多く記載されています。国立公園における多様な利用があることによって地域が活性化するというような記載もありますが、本来、国立公園の制度においては地域、もう少し明示的に言うと地域の活性化という概念は含まれていません。しかしながら、国立公園は、結局は地域と結び付いてきます。制度的に地域の概念が位置づけられるのは、復興国立公園や、協働型の管理運営の議論が始まって以降ですので、制度や計画論から言えば、1 ページの図に唐突感を感じられる方もおられると思います。

そのうえでどこまで記載するかということになりますが、2 ページ目の国立公園と観光との関わりをまとめた表に落とし込むのであれば、三陸復興国立公園が設置されるのは 2013 年ですし、協働型の運営管理の取りまとめは 2014 年に実施されましたので、このあたりから制度的に地域という概念が位置づけられるようになってきたことを明記した方が良いと思います。

従来の国立公園の保護と利用の考え方から、国立公園の利用を通して地域の活性化とか地域の復興に貢献していくことへの変化をしっかりと位置づけることで、論点が明確になると思います。

○事務局・環境省

ありがとうございます。本質的なご指摘だと思います。自然公園法の目的そのものが、優れた風景の保護とそれを国民に利用の場として提供していくという 2 つで、そこでいう「国民」は当然、利用者を想定しており、法律上の建て付けでは地域という概念は入っていません。ただし、実際に国立公園の管理をしていく中で、持続的に国立公園のサービスを提供していくためには、まさに協働型管理や復興国立公園のように、地域と一緒に自然を保護し、サービスを提供していくことが重要になります。ご指摘のように、2 ページの「(1) 国立公園の歴史と観光」の中で、地域の概念を踏まえた国立公園の管理が始まったことも記載します。

○下村委員

おそらく国立公園が地域資源として位置づけられたのは、地域の概念を踏まえた検討が始まった頃からだと思っています。一般的には気にされないかもしれませんが、制度の理解として記載しておいた方が良いと思います。

○涌井座長

今後、法改正も視野に入れているのでしょうか。

○事務局・環境省

現状では何とも言えませんが、議論が十分に深まれば検討する必要性はあると思います。

○涌井座長

下村委員のご指摘に対して、管理計画の中で記載していくことになろうかと思いますが、地域という概念を小出しにして意識づけていくことは重要だと思います。

○事務局・環境省

運用上は管理計画の中で地域との協働という考え方が少しずつ入っているという理解です。

○涌井座長

国立公園満喫プロジェクトの有識者会議では、地域の概念を抜きに議論はできません。これまで、お互いに柵をつくっていたため行き来しようという概念ではなかったところに、地域の概念を踏まえ、柵を越えて行き来しながら管理されていると実感しています。

○雀部委員

本日が最終回となりますが、今後の公表やこの資料の活用のされ方などを教えてください。

○事務局・環境省

まず、この資料の記載内容が、現場のレンジャーが判断するガイドラインのようなものでないことを御理解ください。行政文書としてまとめているわけではないということです。実際の運用において審査していくような場面が出る際には、行政文書としてまとめ、現場のレンジャーなどに周知していきたいと思います。従って、今回まとめる資料は、今後の国立公園の目指す方向性をあらかじめ知っていただくためのメッセージという位置づけです。

今後の公表に向けては、本日頂いたご意見を踏まえて修正し、7月中を目処に取りまとめ、最終版を環境省のホームページで公表する予定です。

○涌井座長

ありがとうございます。国立公園における宿泊施設については、過去を振り返れば非常にポジティブに議論できたと思います。そのポジティブさを維持した最終版の作成をお願いします。また、最終版については、座長預かりにさせて頂くことでいかがでしょうか。

○全委員

異議なし。

○涌井座長

ありがとうございます。本日は、最終回と言うこともありましたが、いつも以上に深い議論になったと思います。それでは、事務局にお返しします。

○事務局・環境省

スケジュールについては、涌井座長のご都合も踏まえた対応としたいと思います。できるだけ早くまとめて、公表したいと思います。

最後に、亀澤自然環境局長よりご挨拶申し上げます。

○亀澤局長

活発なご議論をいただきましてありがとうございました。我々にとっても非常に勉強になりましたし、大いに刺激を受けたというのが率直なところです。

これまでは国立公園のホテルというと低廉で、誰もが泊まれるものであるべきという考え方もありましたが、今や国全体でインバウンドを増やし、国立公園でもインバウンドを大きく増やそうという中では、国立公園内の宿泊先の選択肢を広げることが重要だと考えています。その中で、小規模で付加価値の高いホテルを増やすという方向を今後、いくつかの国立公園で具体的に考えることも取り組みたいと思います。

この検討会を通して、廃屋についてもご議論いただきました。実際、環境省でも十和田湖畔はじめ何カ所かで、様々な取り組みを進めているところですが、国立公園全体でどうしていくかということの制度的な検討も必要だと考えていますので、今回いただいたご意見を踏まえて、検討を進めていきたいと思っております。

ホテルの経営手法についても、いろいろと勉強させていただきました。特に分譲型ホテルについては、公平性の問題とか廃屋化のリスクが完全にはなくせないというようなこともあって、環境省内部でも反対する声が強いのも事実です。今回の取りまとめの表現でも、分譲型ホテルは廃屋が目立つエリアの再生に限定していますが、必ずしも将来にわたって限定することもなかろうということもあります。また、星野委員からはスキー場の話もありましたので、それらも念頭に置いて、具体的な検討を進めていければと思っています。

「国立公園満喫プロジェクト」では、国立公園の魅力は自然そのものという前提の下で、インバウンドを増やすとともに利用の推進を高めようということで取り組みを進めております。そのためにこれからも民間事業者の方々の力を借りていきたいと思っております。

検討会はこれで一区切りとなりますが、今後もお知恵をいただきたいと思っております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・環境省

それでは、以上で終了です。ありがとうございました。

以上